

## 全国大会の発表に関する規程

1. 全国大会で発表する論文の著者（および発表者）は、本学会の会員でなければならない。ただし共著の場合は、論文の筆頭者および発表者が原則として会員で、著者の半数以上が会員であることを発表の条件とする。たとえば、2名のときには最低1名が会員であること、3名のときは最低2名が会員であること（以下同様）。
2. 全国大会において発表する論文は、発表者1名に対して1論文とする。
3. 同一著者が複数の論文の筆頭著者となることはできない。ただし、他論文で2番目以降の共著者となることは認める。
4. 全国大会での発表を申し込んだ会員は、報告の為の原稿提出と大会当日の発表が義務付けられている。原稿が提出できなかった場合は、発表を行うことはできない。また正当な理由がない限り、発表をキャンセルすることはできない。正当な理由がなく発表をキャンセルした場合は、原則として以降2年間は発表の申し込みが出来ないものとする。

付則

この規程は平成26年3月8日より施行する。